

農業用資材等高騰対策事業助成金

コロナ禍における農業用資材等価格の高騰により、厳しい経営状況に直面している市内農業者の負担を軽減し、営農を継続できるよう支援することにより、本市の農業の振興に資することを目的として助成金を給付します。

●対象者

助成金の交付対象者は、次の要件をすべて満たしている方です。

- 1 市内に住所がある方
- 2 農業の税申告をしている方
- 3 令和3年分の税申告において農産物販売金額が10万円以上の方
- 4 市税を完納している方

●助成金の額

令和3年分の税申告における農産物販売金額に応じて助成金を交付します。

対象者	区分	助成額（円）
農業者	販売金額が10万円以上100万円未満	10,000
	販売金額が100万円以上300万円未満	30,000
	販売金額が300万円以上500万円未満	50,000
	販売金額が500万円以上1,000万円未満	80,000
	販売金額が1,000万円以上	100,000
	施設園芸を営む農業者で施設においてA重油を使用している者	
農業法人	—	100,000

●申請方法

次の書類等を持参し、農政課に申請してください。

- 1 助成金申請書（ホームページからダウンロードするか、 農政課窓口にて取得してください。）
- 2 令和3年分の農業の税申告書関係書類（写）
- 3 申請人名義の振込口座・通帳（写）、認め印（社印）

※ 施設園芸を営み、施設においてA重油を使用している農業者については、上記のほか令和3年中にA重油を購入したことが確認できる領収書の写し、及び、A重油を使用する施設等の写真

●申請期限

令和4年11月30日（水）提出期限
申請期限以降は、書類の提出を受付ませんので、期限は厳守してください。

— 詳しくは農政課までお問い合わせください —
さくら市産業経済部農政課 TEL028-681-1117